

令和3年度 定例報告に係るFAQ【全般的事項】

●定例報告の全般的事項

Q1：近畿厚生局から「施設基準等の定例報告関係書類在中」（又は「施設基準の定例報告書類在中」）と書かれた封書が届きましたが、何を報告すればよいですか。

A1：施設基準を届出している保険医療機関等は、毎年7月1日現在における施設基準等の届出状況等の報告が必要となります。届出している施設基準等によって、それぞれ報告する内容や様式が異なります。報告内容、様式及び方法等の詳細については、同封の書類をご確認ください。

Q2：封書が送付されているか確認したいのですが。

A2：定例報告の封書は、原則、全ての保険医療機関等に対して送付しています。

なお、保険医療機関等の区分により、同封している書類が異なります。（同封している書類は次のとおり）

<医科>

ア．病院及び有床診療所

1. 「施設基準等の届出状況等の報告について（医科）」（緑色刷り）
2. 「施設基準の適合性の確認について（病院・医科（有床診療所）」（白黒刷り）
3. 「施設基準の適合性の確認について（報告）（病院・医科（有床診療所）」（緑色刷り）

イ．以下の施設基準等を届出している無床診療所

- ・ 特別の療養環境の提供（外来医療に係るもの）
- ・ 明細書発行について「正当な理由」に該当する旨の届出
- ・ 白内障に罹患している患者に対する多焦点眼内レンズの支給
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ 別添1の「第9」の1の(1)に規定する在宅療養支援診療所
- ・ 別添1の「第9」の1の(2)に規定する在宅療養支援診療所
- ・ 別添1の「第9」の1の(3)に規定する在宅療養支援診療所
- ・ 在宅患者訪問褥瘡管理指導料
- ・ 光トポグラフィー
- ・ 予約に基づく診察
- ・ 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察
- ・ 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるもの

1. 「施設基準等の届出状況等の報告について（医科）」（緑色刷り）
2. 「施設基準の適合性の確認について（医科（無床診療所）・歯科）」（白黒刷り）
3. 「施設基準の適合性の確認について（報告）（医科（無床診療所）・歯科・薬局）」（白黒刷り）

ウ. 上記イ以外の無床診療所

1. 「施設基準の適合性の確認について（医科（無床診療所）・歯科）」（白黒刷り）
2. 「施設基準の適合性の確認について（報告）（医科（無床診療所）・歯科・薬局）」（白黒刷り）

< 歯科 >

全ての保険医療機関

1. 「施設基準等の届出状況等の報告について（歯科）」（紺色刷り）
2. 「報告様式①」（白黒刷り）
3. 「報告様式②」（白黒刷り）
4. 「報告様式③」（白黒刷り）
5. 「施設基準の適合性の確認について（医科（無床診療所）・歯科）」（白黒刷り）
6. 「施設基準の適合性の確認について（報告）（医科（無床診療所）・歯科・薬局）」（白黒刷り）

< 薬局 >

全ての保険薬局

1. 「施設基準等の届出状況等の報告について（薬局）」（茶色刷り）
2. 「施設基準の適合性の確認について（薬局）」（白黒刷り）
3. 「施設基準の適合性の確認について（報告）（医科（無床診療所）・歯科・薬局）」（白黒刷り）

< 訪問看護ステーション >

全ての指定訪問看護ステーション

「訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告について」（紫色刷り）

Q 3 : 封書が届いていないのですが。

A 3 : 7月 9日（金）に各保険医療機関等に発送しています。

7月 16日（金）になっても届いていない場合は、お手数ではございますが、管轄の近畿厚生局府県事務所（大阪府は指導監査課）にご連絡ください。

その際は、保険医療機関（保険薬局又はステーション）コード、保険医療機関等の名称、住所、電話番号、ご担当者名等をお伝えください。

Q4：昨年の報告書様式を使用して提出してよいですか。

A4：報告書様式については、毎年度、内容の改訂を行っていますので、必ず今年度（令和3年度）の様式を使用してください。

Q5：報告書の内容に関する添付書類は必要ですか。

A5：報告書の内容に関する添付書類は特に求めておりません。

Q6：報告書の提出先はどこですか。

A6：管轄の近畿厚生局府県事務所（大阪府は指導監査課）に郵送で提出してください。

なお、封筒の表面には、朱書きで「定例報告在中」と記載してください。

Q7：定例報告を送付する際に、他の届出書を一緒に送付してよいでしょうか。

A7：できる限り別送付としていただくようお願いします。なお、併せて送付される際は、送付書等に提出物を記載し、添付していただくようお願いいたします。

Q8：報告書はいつまでに提出すればよいのですか。

A8：令和3年7月30日（金）までに郵送で提出してください。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により各保険医療機関等において業務の実施に一定の影響が生じている現状に鑑み、やむを得ず報告が遅延する場合は、各府県事務所（大阪府は指導監査課）までその旨を申し出ください。

Q9：封書を紛失してしまったが、どうすればよいですか。

A9：再度送付しますので、管轄の近畿厚生局府県事務所（大阪は指導監査課）にご連絡ください。

その際は、保険医療機関等コード、保険医療機関等の名称、住所、電話番号、ご担当者名等をお伝えください。

Q10：届出している施設基準を確認したいのですが。

A10：届出のあった施設基準等の一覧※を当局ホームページに掲載していますので、こちらでご確認ください。

※ 医療機関（医科・歯科）、薬局は届出受理医療機関名簿、訪問看護ステーションは届出受理指定訪問看護事業所名簿

（リンク先）

・[「届出受理医療機関名簿」の掲載ページ](#)

- ・[「届出受理指定訪問看護事業所名簿」の掲載ページ](#)

Q11：届出している施設基準について、要件を確認したいのですが。

A11：厚生労働省ホームページに掲載されている施設基準の告示及び通知にてご確認ください。

- ・[令和2年度診療報酬改定について](#)（厚生労働省ホームページ）

Q12：届出している施設基準について、要件を満たしていないことが判明したのですが、どうすればよいですか。

A12：要件を満たしていない施設基準については、変更等の届出が必要です。

また、要件を満たしていない期間について、当該施設基準に係る診療報酬等は算定できませんので、ご注意ください。

ただし、実績要件等については、コロナ禍における臨時的な取扱いがあります。「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」（令和2年8月31日付事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」（令和3年3月26日付事務連絡）をご確認ください。

〈保険医療機関・保険薬局〉

- ・「施設基準に係る辞退届」を作成し、提出してください。（[「施設基準に係る辞退届」の掲載ページ](#)）

〈訪問看護ステーション〉

- ・訪問看護ステーションの基準の変更届を作成し、提出してください。（[訪問看護ステーションの基準の変更届の掲載ページ](#)）

Q13：「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」（令和2年8月31日付事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」（令和3年3月26日付事務連絡）の対象医療機関等に該当する場合、報告書は、いつの期間の診療（算定）実績を報告すればよいですか。

A13：各報告様式で求められている診療（算定）実績の期間で報告してください。

なお、その場合は当該施設基準の実績要件を満たしていなくても、変更等の届出を提出していただく必要はありません。

（医科・歯科のみ）

Q14：届出不要の施設基準（夜間・早朝等加算、明細書発行体制等加算等）について、要件を満たしていないことが判明しました。この場合、「施設基準の適合性の確認について（報告）」及び辞退届の提出は必要ですか。

A14：届出が不要の施設基準についてのみ要件を満たしていない場合は、提出の必要はありません。

なお、要件を満たしていない期間について、当該施設基準に係る診療報酬は算定できませんので、ご注意ください。

Q15：「届出受理医療機関名簿」、「届出受理指定訪問看護事業所名簿」に、既に届出している施設基準が載っていないのですが（既に辞退の届出を行った施設基準が載っているのです）。

A15：令和3年7月1日時点の届出情報を基に作成しておりますが、処理の進捗状況により、反映できていない場合がありますので、予めご了承ください。

Q16 一般病棟入院基本料の「急性期一般入院料1」の届出を行っていますが、「届出受理医療機関名簿」には、「一般入院」としか表記されていません。区分は表記されないのでしょうか。

A16：区分は表記しておりません。届出している区分については、各保険医療機関に送付しております届出受理通知書にてご確認ください。

Q17：医療機関等の名称を変更しているのですが、封書には変更前の名称が印字されています。何か手続きが必要ですか。

A17：医療機関等の名称を変更した場合は変更の届出が必要ですので、速やかに手続きを行ってください（行き違いの場合はご容赦ください）。

〈保険医療機関・保険薬局〉

- ・「保険医療機関・保険薬局届出事項変更届」を作成し、提出してください。（[「保険医療機関・保険薬局届出事項変更届」の掲載ページ](#)）

〈訪問看護ステーションの場合〉

- ・「訪問看護事業変更届」を作成し、提出してください。（[「訪問看護事業変更届」の掲載ページ](#)）

Q18：報告書は正副2部提出が必要ですか。

A18：1部で差し支えありません。